平成 20 年 12 月 8 日

企画政策課 内線 2215

奈良市もてなしのまちづくり条例 (仮称)検討委員会 中間報告 「奈良市もてなしのまちづくり条例 (素案)」に対する意見募集について

奈良市では、誇りある地域をつくり、住む人も訪れる人も心が和み、生き生きとした生活や交流ができるまちづくりを進めるための指針となる「奈良市もてなしのまちづくり条例(仮称)」の制定へ向け、平成19年10月に奈良市もてなしのまちづくり条例(仮称)検討委員会を設置し、条例の制定内容の検討を進めてきました。

このたび、委員会において条例案に関する中間報告がまとまりましたので、多くの 方の意見を踏まえてさらに検討を進めるため、公開し、広く意見を募集します。

1 意見募集の対象

奈良市もてなしのまちづくり条例(素案) (奈良市もてなしのまちづくり条例(仮称)検討委員会 中間報告)

2 奈良市もてなしのまちづくり条例(素案)の趣旨・概要

- この条例(素案)の目的を、市民一人一人が奈良に誇りと愛着とを持ち、もてなしの心を育むまちづくりを市、市民及び事業者が協働して推進することで、誰もが訪れたくなり、未永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現することと規定しました。
- この条例(素案)には、もてなしのまちづくりの「基本理念」、もてなしのまちづくりの担い手としての「市の責務」「市民の役割」「事業者の役割」、もてなしのまちづくりに関する市の施策の基本的事項を規定しました。
- さらに、この条例(素案)に基づく取組を具体的に推進する仕組として、「行動計画」及び「推進委員会」について規定しました。

3 意見募集の期間

平成 20 年 12 月 5 日 (金)から平成 21 年 1 月 5 日 (月)まで【必着】

4 意見を提出できる個人及び団体

どなたでも意見を提出することができます。 市外にお住まいの方や市外の団体からの意見もお待ちしています。

5 奈良市もてなしのまちづくり条例(素案)の公開場所

素案は市役所 情報公開課及び企画政策課で公開・配布しています。 なお、市のホームページ(http://www.city.nara.nara.jp)で閲覧・ダウンロー ドできます。

6 意見の提出方法

表題として「奈良市もてなしのまちづくり条例(素案)に対する意見」と明記の上、条例(素案)に対する意見、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、団体の名称・所在地・電話番号・代表者の氏名)を記載し、市役所 企画政策課へ郵便又は信書便・ファクシミリ・電子メール・ホームページの入力フォーム・持参のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見の提出に当たっては、次の点にご注意ください。

- 電話等口頭による意見は受付できません。
- 電子メールによる提出の場合は、件名に「奈良市もてなしのまちづくり条例 (素案)に対する意見」と入力し、必ずメールの本文に素案に対する意見を 記入してください。なお、電子メールにファイルを添付しないでください。
- 素案に対する意見は、日本語で記入してください。
- 提出された原稿等は、返還できません。

7 意見の取扱い

- 提出された意見を考慮して、奈良市もてなしのまちづくり条例(仮称)検討 委員会での再度の検討を経て、委員会からの最終提言を受けた後、さらに市 で精査して、市議会に提出する条例案を取りまとめ、公表します。
- 条例案を公表する際、提出された主な意見の要点を項目ごとに整理集約した 上で、それらに対する市の考え方、素案を修正した場合はその内容及び理由 を併せて公表します。
- 条例案及び意見募集の結果の公表時期は平成21年3月上旬頃の予定です。
- 提出された方へ個別に意見に対する回答は行いません。
- 意見を提出された個人に関する情報は、本件に係る情報としてのみ使用し、 他の目的で使用しません。なお、意見を提出された個人に関する情報は公表 しません。

【参考】意見募集及びその後の工程に関する日程(予定)

時期	実施内容
平成 20 年 12 月 5 日	意見募集開始
平成 21 年 1 月 5 日	意見募集締切
1月下旬頃	委員会 第 10 回会議 (意見募集結果報告・条例案の検討)
	委員長から市長へ条例案に関する提言
3月上旬頃	条例案提出及び意見募集の結果の公表

8 意見の提出先及び問合せ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 企画部 企画政策課 (北棟6階)

電話 0742-34-4786(直通) / ファクシミリ 0742-34-4900

電子メール kikakuseisaku@city.nara.lg.jp